

山鹿市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

山鹿市長 早田順一

## 山鹿市規則第7号

### 山鹿市消防団員規則の一部を改正する規則

山鹿市消防団規則（平成17年山鹿市規則第127号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を削る。

第7条中第2項第5号中「、又は団員」を「又は団員」に改め、同項第6号中「寄付金」を「寄附金」に改め、同項第7号中「の維持管理に当たり、これ」を削る。

第11条中「有効適切」を「有効かつ適切」に改める。

第13条中「、直ちに市長に報告するとともに」を削る。

第18条中「条例」を「山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年山鹿市条例第210号）」に改める。

別記様式中「何人をも恐れず」及び「㊞」を削る。

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。